



納税協会はこんな活動をしています

正しい税知識が身につくから、
節税につながります

- ★税金のあらゆるご相談にお応えしています。税に関するご相談、記帳の仕方や経理処理、申告書の作成など、税理士が親身になって指導、アドバイスします。
- ★定期刊行物を発行しています。税務情報の定期便として毎月お届けしているのが「納税月報」(法人版・個人版)です。また、税務・会計などのニュースをダイジェストしたタブロイド版月刊紙「納税協会ニュース」、法人会員向けの季刊誌「ふれあい」なども発行しています。
- ★改正税法説明会などを定期的に開催しています。
「源泉所得税説明会」(春)
「法人税説明会」(秋)
「年末調整等説明会」(年末)
「新設法人説明会」「決算期別法人税等説明会」など



最新の税法を解説した
専門書・実務書を発行しています

最新の税務に関する図書を数多く発行し、協会窓口に常備しています。納税協会ではこうした図書の会員割引販売を実施しています。



お役に立ちます、
納税協会。

(4面へ続く)

平成20年11月

納税協会ホームページURL

<http://www.nouzeikyokai.or.jp>

納税協会 発行

〒540-0012 大阪市中央区谷町1-5-4

財団法人 納税協会連合会

TEL 06-6135-4062 (編集部直通)

FAX 06-6135-4056 (//)

ひかり税理士法人



自動音声案内による税務相談の実施が全国でスタート

(国税庁)

国税庁では、平成20年11月4日以降、全国すべての税務署にかかる電話について自動音声案内をスタートさせ、利用者は、用件に応じて案内番号を選択することになります。

この番号選択により、国税に関する一般的な相談については、国税局ごとに設置さ

れた電話相談センターの専門の相談員が対応しますが、電話での回答が困難と思われる個別的な事案については、各税務署で対応することになります。

各税務署での対応については、事前予約制の面接相談とされますので、余裕をもった申告準備が必要です。



中小企業景況調査の発表(2008年7-9月期)

(経済産業省、中小企業庁等)

9月29日、経済産業省等は、第113回中小企業景況調査(2008年7-9月期)の調査結果をホームページ上に公表しました。

これによると、全産業の業況判断DI(好転割合から悪化割合を引いた値)は、▲35.9(前期差3.4ポイントの悪化)となり、10期連続してマイナス幅が拡大しています。産業別では、製造業の業況判断DIが、前期差▲6.3ポイントの7期連続マイナス幅

の拡大、非製造業の業況判断DIも、前期差▲2.3ポイントの8期連続となるマイナス幅の拡大となっています。このほか、地域別の業況判断DIについても、すべての地域でマイナス幅が拡大しています。

原材料価格の高騰に加え、燃料費などの経費負担も増加するなど、調査結果からは中小企業の置かれている厳しい経営状況が明らかになりました。



経産省研究会 法人税率の引下げを提言

(経済産業省)

9月16日、経済産業省の「経済社会の持続的発展のための企業税制改革に関する研究会」は、今後の税制抜本改革議論に向けての検討材料として、中間論点整理報告書を公表しました。

主な提言の内容は次のとおりです。

① グローバル化の深化に伴い、企業関連税制の世界的な制度間競争が激化している中、我が国における法人課税負担は、諸外国に比べほぼ10%程度高いため、財源の有効利用策としては経済効果が期待される政策減税を優先させるべきではあるが、財政再建に目途が立てば思い切った国際水準並みへの負担引下げを目指すべきである。

② 消費税の引上げは、社会保障の安定財源として望ましいが、景気への配慮や歳出面を含めた総合的な取組みが必要である。

③ 我が国の地方税収は、諸外国と比較して法人所得課税の比率が高い。このため、地方税収は不安定性と偏在をにかかえることになるため、税収構造のうち、偏在が少なく安定的な税源となる地方消費税や法人住民税均等割を充実させることが望ましい。

このほか、報告書には、平成21年税制改正における重要検討課題として、新たな事業承継税制の制度化と相続税の総合的な見直しなどが盛り込まれています。



電子納税の新たな納付手段の創設

(財務省)

現在、電子納税を利用する場合については、インターネットバンキングの契約やその利用手数料が必要であることなど、利用者の負担が多く、また電子申請と電子納付を別々に行う必要があるなど、利便性が低いという問題がありました。

そこで平成21年9月1日から、国税の納

付手続きについては、e-Taxと金融機関のシステムを介して、利用者の指定した預貯金口座から即時に納税できるという新たな納付手段が創設されることになりました。

この制度の創設により、電子納税の利便性が一層高まることから、e-Taxの更なる普及が期待されています。